

## 軽装による勤務の実施について

2024.11

長崎税関では、これまで夏季にかぎり軽装勤務（ノーネクタイやノーアンダーウェア等）の取組みをしてまいりましたが、働き方改革等の一環として、通年での軽装勤務を実施いたします。本取組みへのご理解をよろしくお願ひいたします。

### 1. 目的

- (1) 働きやすい服装で業務を行う職場環境の整備により、業務能率の向上および職員の心身の健康維持を図る。
- (2) 軽装の取組みで適正な室温設定で空調を使用することにより、省エネルギーとCO2排出抑制を図る。

### 2. 対象職員

全職員（制服を着用する職員を除く）

### 3. 軽装の期間

通年

### 4. 留意事項

- ・職員一人ひとりが業務性質やTPOに応じ、公務員として品位と節度ある服装を心がけます。
- ・社会通念に照らして儀礼上不適当と認められる場合を除き、原則として軽装で勤務を行うこととします。